

個人演説会開催申出書

1 使用すべき施設
(附加施設)

2 開催すべき日時

月	日	午前	時	分から
		午後		
月	日	午前	時	分まで
		午後		

3 候補者の氏名

上記のとおり、公営施設を使用して個人演説会を開催したいので、公職選挙法第 163 条の規定により申し出をします。

令和 7 年 4 月 日

高根沢町選挙管理委員会委員長 石川正佳様

住 所 栃木県塩谷郡高根沢町 番地

候補者氏名

◎ ご注意

- 1 公職選挙法施行令第 119 条第 3 項の規定により自ら個人演説会開催のため必要な設備を附加しようとするときは、「使用すべき施設」の欄に附加施設（何々）とその施設の程度を付記してください。
- 2 公職選挙法第 161 条の規定により個人演説会（裏面会場一覧の学校、公民館等の公営施設を使用するもの）を開催しようとする場合は、開催すべき日の 2 日前（例：4 月 12 日に開催しようとするときは、4 月 14 日）の午後 5 時までに高根沢町選挙管理委員会に本書により申し出てください。